

4 保険・年金

(1) 国民健康保険

こくほねんきんか
国保年金課 TEL: 0985-21-1745 mail: 07hoken@city.miyazaki.miyazaki.jp

こくみんけんこうほけん びょうき けいざいてきふたん かる
 国民健康保険は、病気やけがをしたとき経済的負担ができるだけ軽くなるよう

ふだん かくじ しゅうにゆう おう かね ほけんりょう ぜい だ あ いりょうひ
 に、普段から各自の収入に応じてお金(保険料(税))を出し合い、医療費に

あてていこうという「助け合いの制度」です。日本では、誰もが安心して医療を

う
 受けられるように、全ての人が健康保険に加入しなければなりません。

① 国民健康保険に入るとき・やめるとき

せたいぬし にちいない とど で とりあつか まどぐち こくほねんきんか
 世帯主は14日以内に届け出てください。取扱い窓口：国保年金課・

かくそうごうししょ かくちいき
 各総合支所・各地域センター)

こくみんけんこうほけん はい 国民健康保険に入るとき	
こんなとき	ひつよう 必要なもの
ほか しくちょうそん てんにゆう 他の市区町村から転入してき たとき	ほか しくちょうそん てんしゅつしょうめい □他の市区町村の転出証明 みぶんしょうめいしょ □身分証明書
しょくば けんこうほけん だつたい 職場の健康保険を脱退したと き	けんこうほけんとう しかくそうしつれんらくひょう □健康保険等の資格喪失連絡票 しょくば はっこう (職場が発行するもの)
かぞく けんこうほけん ひふようしゃ 家族の健康保険の被扶養者でな くなったとき	みぶんしょうめいしょ □身分証明書
こ う 子どもが生まれたとき	おやこけんこうてちょう □親子健康手帳

	みぶんしょうめいしょ □身分証明書
せいかつほごう 生活保護を受けなくなったとき	ほごはいしつうちしょ □保護廃止通知書 みぶんしょうめいしょ □身分証明書

こくみんけんこうほけん 国民健康保険をやめるとき	
こんなとき	ひつよう 必要なもの
ほか しゅくちやうそん てんしゅつ 他の市区町村に転出するとき	ほけんしょう □保険証
しよくば けんこうほけん はい 職場の健康保険に入ったとき	ほけんしょう □保険証
かぞく けんこうほけん ひふやうしゃ 家族の健康保険の被扶養者になったとき	しよくば ほけんしょう しよくば □職場の保険証(職場の ほけんしょう みこうふ かにゆう 保険証が未交付のときは、加入 したことをしょうめい 証明するもの)
かにゆうしゃ しぼう 加入者が死亡したとき	しぼう しょうめい □死亡を証明するもの ほけんしょう □保険証
せいかつほごう 生活保護を受けるとき	ほけんしょう □保険証 ほごかいしつうちしょ □保護開始通知書

こくみんけんこうほけんぜい
②国民健康保険税

こくみんけんこうほけんぜい かにゆうしゃぜんいん いりやうほけんぶん こうきこうれいしゃしえんきんぶん
国民健康保険税は、加入者全員の医療保険分と後期高齢者支援金分

かいごほけんぶん さいいじやう さいみまん がっさん せたいぬし おさ ほけんぜい
と介護保険分(40歳以上65歳未満)を合算し、世帯主が納めます。保険税

おさ かた いか しゅるい
の納め方には以下の2種類があります。

ふつうちょうしゅう こうざふりかえ のうふしょ おさ ほうほう
普通徴収：口座振替または納付書で納める方法

とくべつちょうしゅう こうてきねんきん てんび おさ ほうほう
特別徴収：公的年金から天引きで納める方法

こくみんけんこうほけんぜい たいのう
！！国民健康保険税を滞納すると・・・！！

ほけん きゅうふ う いりょうひ ぜんがくじこふたん
保険の給付が受けられなくなったり、医療費を全額自己負担しなければならなくな
ったりします。

こくみんけんこうほけんぜい のうふ こま ばあい はや こくほしゅうのうか
※国民健康保険税の納付についてお困りの場合は、早めに国保収納課の

まどぐち そうだん
窓口でご相談ください。

しんせい ぶんかつのうふ みと ばあい
申請により、分割納付などが認められる場合があります。

こungskourei shayiryouseido (2) 後期高齢者医療制度

こくほねんきんか
国保年金課 TEL:0985-21-1745 mail:07hoken@city.miyazaki.miyazaki.jp

じゅうみんとろうく さいいじょう いったい ひと かにゅう きぼう さい
住民登録をしている75歳以上（一定のがある人で、加入を希望する65歳

いじょう ひと こうきこうれい shayiryouseido かにゅう がいこくじん
以上)の人は、後期高齢者医療制度に加入することになります。外国人

ざいりゅうきかん げつ こ ばあい こうきこうれい shayiryouseido かにゅうしゃ
も在留期間が3か月を超える場合は、後期高齢者医療制度の加入者とな

ります。ただし、とくていかつどう ざいりゅうしかく いりょう う にゅうこく
特定活動の在留資格で、医療を受けるために入国した

ばあい かにゅう
場合などは加入できません。

こくみんねんきん (3) 国民年金

こくほねんきんか
国保年金課 TEL:0985-21-1745 mail:07hoken@city.miyazaki.miyazaki.jp

こくみんねんきん ① 国民年金とは

にほん こうてきねんきんせいど ろうご く じこ しょうがい お
日本の公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、

いっか はたら て な く ささ あ しゃかいほけん
一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の

かんが かつ つく しく げんそく にほんこくない じゅうしょ さいいじょう
 考え方で作られた仕組みです。原則、日本国内に住 所がある20歳以上

さいみまん すべ ひと こくせき と こくみんねんきん かにゆう
 60歳未満の全ての人は、国籍を問わず国民年金に加入しなければなり

ません。国民年金は、病気やけがで障害が残ったとき、出産、死亡、

ろうれい しょうがい しつぎょう せいかつ こんなん そうぐう ばあい いったい きゅうふ
 老 齡、障 害、失 業など生活の困難に遭遇した場合に一定の給付・

ほけんりょうめんじょう おこな せいかつ あんてい はか こうてき せいど
 保険料免除等を行い、生活の安定を図る公的な制度です。

<p>れんらく ひつよう 連絡が必要 なとき</p>	<p>ひつよう 必要なもの</p>
<p>かいがい にほん にゆうこく 海外から日本へ入国したとき</p> <p>じえいぎょうしゃ むしょく ひと がくせい (自営業者・無職の人・学生な ど、国民年金への加入手続きが ひつよう 必要です。)</p>	<p>ざいりゅう ✓ 在留カードまたはパスポートなど</p> <p>ほんにんかくにん 本人確認ができるもの</p>
<p>しごと かいしゃいん こうむいん 仕事をやめたとき(会社員・公務員 など厚生年金の資格を喪失したと き国民年金への加入手続きが ひつよう 必要です。)</p>	<p>きそねんきんばんごうつうちしょ ねんきん ✓ 基礎年金番号通知書または年金 てちょうとう きそねんきんばんごう 手帳等の基礎年金番号がわかる</p> <p>しよるい けんこうほけん こうせいねんきん 書類、健康保険・厚生年金</p> <p>ほけんしかくそうしつれんらくひょう こよう 保険資格喪失連絡票または雇用 ほけんひほけんしゃりしょくひょう 保険被保険者離職票など</p> <p>たいしょくび しよるい ざいりゅう 退職日がわかる書類、在留カー ドまたはパスポートなど本人確認が できるもの</p>
<p>びょうき しょうがい のこ 病気やけがで障害が残ったとき、</p>	<p>きそねんきんばんごうつうちしょ ねんきん ✓ 基礎年金番号通知書または年金</p>

しゅっさん しぼう ろうれい しょうがい 出 産、死 亡、老 齡、障 害、 しつぎょう せいかつ こんなん そうぐう 失 業 等 生 活 の 困 難 に 遭 遇 し そうだん たとき (ご 相 談 ぐ だ さい。)	てちょうとう きそねんきんばんごう 手 帳 等 の 基 礎 年 金 番 号 が わ かる しょうい ざいりゅう 書 類、在 留 カ ー ド ま た は パ ス ポ ー ほんにんかくにん ト 等 本 人 確 認 が で き る も の
--	---

② あなたの加入する国民年金の種別と保険料の納付方法

	しゅべつ 種 別	ねんれいとう 年 齢 等	たいしょうしゃ 対 象 者	のうふほうほう 納 付 方 法
かなら 必ず 加入 する 人	だいごう 第1号 ひほけんしゃ 被保険者	さい 20歳～ としみまん 60歳未満	じえいぎょうしゃ むしょく 自 営 業 者 ・ 無 職 の ひと 人 ・ フ リ ー タ ー ・ がくせいとうだいごうおよ 学 生 等 第 2 号 及 び だいごうひほけんしゃ 第 3 号 被 保 険 者 に がいとう ひと 該 当 し な い 人	にほんねんきんきこう そうふ 日 本 年 金 機 構 か ら 送 付 のうふしょ さ れ る 納 付 書 に よ る しはらい こうざ 支 払 か 口 座 ふりかえせいで 振 替 制 度 も あ り ま す。
	だいごう 第2号 ひほけんしゃ 被保険者	しゅうしょく 就 職 じ 時～ さいみまん 65歳未満	かいしゃいん こうむいんとう 会 社 員 ・ 公 務 員 等 こうせいねんきんかにゆうしゃ 厚 生 年 金 加 入 者	こうせいねんきんほけんりょう 厚 生 年 金 保 険 料 と きゅうりょう てんび し て 給 料 か ら 天 引 き さ れ ま す。
	だいごう 第3号 ひほけんしゃ 被保険者	さい 20歳～ としみまん 60歳未満	こうせいねんきんかにゆうしゃ 厚 生 年 金 加 入 者 に ふよう 扶 養 さ れ て い る はいぐうしゃ 配 偶 者	じしん ほけんりょう のうふ ご 自 身 で 保 険 料 を 納 付 ひつよう す る 必 要 は あ り ま せ ん。 はいぐうしゃ かにゆう 配 偶 者 が 加 入 し て い ねんきんせいで ふたん る 年 金 制 度 が 負 担 し て い る た め で す。

③ 保険料の支払いが困難な人

第1号被保険者（自営業者、無職の人、学生）は個人で保険料を納めな

ければなりません。病気、失業、営業不振などで保険料を納めるのが困難

な人は、国民年金の窓口に申請し、承認されると保険料が全額または

3/4・半額・1/4免除される保険料免除制度があります。50歳未満の人には、

保険料の納付が猶予される納付猶予制度、学生には、学生期間中の保険

料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。なお、免除された保

険料は、10年以内にさかのぼって納めることができます。

④ 短期在留外国人の脱退一時金

日本国籍がない方が、国民年金を喪失し、日本を出国する場合、日本に

住所がなくなってから2年以内に脱退一時金を請求することができます。

たいしょうしゃ 対象者	しんせい ひつよう しょうい 申請に必要な書類
<p>脱退一時金は、次のすべての条件に該当するときに請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍がない人 ・公的年金制度(厚生年金保険または国民年金)の被保険者でない ・国民年金の第1号被保険者として 	<p>下記の書類をご用意の上、申請ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 脱退一時金請求書 ✓ パスポートの写し(氏名・生年月日・国籍・署名・在留資格が確認できるページ) ✓ 住民票の除票の写しやパス

<p>ほけんりょうのうふずみきかん げっすう の保険料納付済期間の月数が6</p> <p>げつじょう ひと こくみんねんきんほけん か月以上ある人（国民年金保険</p> <p>りょう いちぶめんじょう のうふ きかん 料の一部免除を受け納付した期間</p> <p>ばあい めんじょう しゅるい があった場合は、免除の種類ごとに</p> <p>きかん けいさん 期間が計算されます。）</p> <p>ろうれいねんきん じゅきゅうしかくきかん こう ・ 老齢年金の受給資格期間（厚</p> <p>せいねんきんほけんかにゆうきかんとあ 生年金保険加入期間等を合わせて</p> <p>ねんかん み 10年間）を満たしていない</p> <p>しょうがいきそねんきん ねんきん う ・ 障害基礎年金などの年金を受ける</p> <p>けんり 権利がない</p> <p>にほん じゅうしょ ・ 日本に住所がない人</p> <p>さいご こうてきねんきんせいど ひほけんしゃ ・ 最後に公的年金制度の被保険者</p> <p>しかく そうしつ ひ ねんいじょうけい 資格を喪失した日から2年以上経</p> <p>か しかくそうしつび にほん 過していない（資格喪失日に日本に</p> <p>じゅうしょ ばあい どうじつご はじ 住所がある場合は、同日後に初め</p> <p>にほん じゅうしょ ひ て日本に住所がなくなった日から2</p> <p>ねんいじょうけいか 年以上経過していない）</p>	<p>しゅっこくび かくにん ポートの出国日が確認できるペー</p> <p>うつ とう にほんこくない じゅうしょ ジの写し等、日本国内に住所が</p> <p>なくなることがわかる書類</p> <p>ぎんこう はっこう しょうめいしょとう ぎん ✓ 銀行が発行した証明書等（銀</p> <p>こうめい してんめい してん しょうざいち こう 行名、支店名、支店の所在地、口</p> <p>ざばんごう せいきゅうしょほんにん こうざめい 座番号、請求書本人の口座名</p> <p>ぎ かくにん しゅるい 義が確認できる書類）</p> <p>きそねんきんばんごうつうちしょ ねんきん ✓ 基礎年金番号通知書または年金</p> <p>てちょう ほかきそねんきんばんごう 手帳、その他基礎年金番号が</p> <p>かくにん しゅるい 確認できる書類</p> <p>だいにん せいきゅうてつづ おこな ば ✓ 代理人が請求手続きを行う場</p> <p>あい いにんじょう 合は「委任状」</p>
--	--

※ だったいいちじきん う と ばあい だったいいちじきん せいきゅう いぜん
脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金を請求する以前のすべての

きかん ねんきんかにゆうきかかん だったいいちじきん せいきゅう
期間は年金加入期間ではなくなります。そのため、脱退一時金を請求する

かどうかは、^{しょうらい} 将来、^{にほん} 日本、^{ろうれいねんきん} 老 齡 年 金 を ^{う と} 受 け 取 る ^{かのうせい} 可 能 性 な ど を ^{かんが} 考 え た ^{うえ} 上 で

^{しんちょう} 慎 重 に ^{けんとう} 検 討 し て く だ さ い。

^{くわ} 詳 しくは、^{もより} 最 寄 の ^{にほんねんきんきこう} 日 本 年 金 機 構 の ^{ねんきんじむしょ} 年 金 事 務 所 ま で お 問 合 わ せ く だ さ い。な お、^{しん} 申

^{せいしよるい} 請 書 類 の ^{ていしゅつさき} 提 出 先 は ^{にほんねんきんきこうほんぶ} 日 本 年 金 機 構 本 部 ^{がいこくぎょうむ} 外 国 業 務 グ ル ー プ に な り ま す。

^{とうきょうと}
〒168-8505 東 京 都 杉 並 区 高 井 戸 西 3-5-24

^{にほんこくない} 日 本 国 内 か ら の ^{でんわばんごう} 電 話 番 号 0570-05-1165、^{にほんこくがい} 日 本 国 外 か ら の ^{でんわばんごう} 電 話 番 号 81-3-6700-1165

※ ^{しゅつこくまえ} 出 国 前 に ^{にほんこくない} 日 本 国 内 か ら ^{せいきゅうしょ} 請 求 書 を ^{ていしゅつ} 提 出 す る 場 合 は、^{ばあい} 請 求 書 を ^{せいきゅうしょ} 住

^{みんひょう} 民 票 の ^{てんしゅつ} 転 出 (予 定) 日 以 降 に ^{にほんねんきんきこう} 日 本 年 金 機 構 に ^{ていしゅつ} 提 出 し て く だ さ い。 ^{ゆうそう} 郵 送

^{とう} 等 で ^{てつづ} 手 続 き を す る 場 合 は、^{ばあい} 請 求 書 が ^{せいきゅうしょ} 転 出 (予 定) 日 以 降 に ^{てんしゅつ} 日 本 年 金 機

^{こう} 構 に ^{とど} 届 く よ う に ^{そうふ} 送 付 し て く だ さ い。

な お、^{しくちょうそん} 市 区 町 村 に ^{てんしゅつとどけ} 転 出 届 を ^{ていしゅつ} 提 出 し て、^{さいにゆうこくきよか} 再 入 国 許 可 ・ ^{さいにゆうこく} み な し 再 入 国

^{きよか} 許 可 を 受 け て ^う 出 国 す る 場 合 は、^{しゅつこく} 脱 退 一 時 金 を ^{ばあい} 請 求 す る こ と が で き ま す。

※ ^{だったいいちじきん} 脱 退 一 時 金 の ^{しきゅうきんがく} 支 給 金 額 は、^{にほん} 日 本 の ^{ねんきんせいど} 年 金 制 度 に ^{かにゆう} 加 入 し て い た ^{げっすう} 月 数 に ^{おう} 応

^{けいさん}
じ て、計 算 さ れ ま す。